

特定利用施設の耐用年数までの使い切りに関する方針

1 目的

この方針は、津市公共施設等総合管理計画に定める「耐用年数まで使い切る」ことの推進に当たって、特定利用施設（施設の分類は「公共施設再編の基本的な考え方」4参照）のうち継続して本市が管理する施設について、実質的な耐用年数までの使い切りに関して、基本的な考え方を定めるものです。

2 定義

「施設を使い切る」とは、長寿命化等の大規模な改修（以下「大規模改修」といいます。）を実施せずに、実質的な耐用年数が到来するまで使用を継続し、実質的な耐用年数の到来をもって用途廃止することをいいます。

3 使い切った後の建築物の取扱い

特定利用施設を使い切った際は、その時点で用途廃止を行い、除却、売却、貸付け等を行うことを原則とし、施設の建て替えは行いません。

ただし、次に該当する施設は、実質的な耐用年数の到来前であっても、施設を使い切ったものとし、用途廃止を行います。

(1) 施設の設置目的が終了した場合

(2) 地域が必要と認める場合で貸付け又は譲渡を希望する場合

4 使い切るまでの修繕等

特定利用施設は、別に定める「公共施設の拠点化等に関する方針」に基づき、大規模改修等を行わないものとし、大規模改修等の必要が生じた場合は、その時点で用途廃止することを原則としますが、日常の使用に支障がある不具合箇所に関しては、担当所管の予算の範囲内で必要最小限の修繕を行います。

なお、施設所管の予算の範囲内で実施が困難な場合は、残存耐用年数や利用率等を考慮し、費用対効果の観点から、公共施設等総合管理計画推進会議での協議を経て実施の可否を検討します。